

業 務 名：上岡トンネル照明設備修繕業務

地 区 名：いわき地区

# 特 記 仕 様 書

(当初)

## 1 仕様書

本業務は、下記の共通仕様書によるほか、この特記仕様書により施工するものとする。

- (1) 福島県農林水産部『共通仕様書〔農林水産土木工事編〕（令和3年7月1日改正）』
- (2) 福島県土木部『共通仕様書 土木工事編ⅠⅡⅢ（令和3年4月1日一部改正）』
- (3) 農林水産省『施設機械工事等共通仕様書（令和2年4月1日一部改正）』

## 2 図面

別添「設計図面」のとおり

## 3 参考図書

下記の図書は、参考図書とする。

- (1) 金額抜き設計書（業務副本用設計書）
- (2) 参考図面

## 4 協議書面

設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

福島県いわき農林事務所

## 第1章 業務内容

### 1 位置

福島県いわき市四倉町上岡地内

### 2 業務概要

トンネル自動調光装置修繕工（受光部、制御部） 1式

種別	機器名	数量	処理	備考
トンネル照明設備	自動調光装置（受光部、制御部）	1組	更新	購入品

## 第2章 総則

### 1 監督員確認に関すること

(1) 監督員による段階確認は、共通仕様書によるもののほか、下記のとおりとする。

確認事項	工種・個所等	備考
材料確認	品質等	
寸法確認	寸法等	
性能確認	機器等	
試運転調整確認	総合試運転及び調整	

(2) 段階確認の時期を『施工計画書』に明記するものとする。但し、方法・日程については監督員と協議するものとする。

(3) 工場で行う段階確認は日本国内の工場で行うが、確認には、試験成績書による確認を含むため、必ずしも工場での立会を要しないものもある。

### 2 業務の履行報告に関すること

業務着工後、履行状況を毎月25日までに監督員に提出すること。

### 3 法定外の労災保険の付保

本業務において、受注者は法定外の労災保険を付さなければならない。

### 4 その他

(1) 施工に際し、既設構造物、既存の道路に損害を与えないよう充分注意すること。損害を与えた場合は、受注者の責任で補修すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項、または施工にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

(3) 本仕様書に関連する事項について、下記ホームページに掲載しているので参照すること。

農林技術課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/>

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用計上対象工事とする。

## 第3章 材料

### 1 材料

(1) 本工事において使用する材料の仕様は、設計図面に示すほか、別添の「機器仕様書」による。

- (2) 施工中において、監督員が工事材料及び構造物の品質に疑義が生じた場合の確認に要する試験費用は、請負者の負担とする。
- (3) 検査時に検査員より品質確認を求められた場合の確認に要する試験費用は、請負者の負担とする。

## 2 準拠規格及び基準

- (1) 準拠規格及び基準は、次のとおりである。
  - 1) 日本工業規格 (JIS)
  - 2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
  - 3) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
  - 4) 日本照明器具工業会規格 (JIL)
  - 5) 電気設備技術基準
  - 6) 電気用品取締法
  - 7) 道路・トンネル照明器材仕様書
  - 8) 内線規定
  - 9) その他関連する法規、基準、規格等

## 第4章 設計変更

### 1 以下の項目は、設計変更の対象とする。

- (1) 制御盤等スクラップ処理の重量について、変更がある場合。

### 2 以下の項目は、設計変更の対象としない。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- (2) 発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- (3) 承諾で施工した場合。
- (4) 正式な書面によらない事項の場合。

## 第5章 施工

### 1 照明器具及び自動調光装置の取付け

#### (1) 点滅区分

- 1) 点滅照度は設計図によるものとする。
- 2) 照度の設定は、現地調整可能なものとする。

#### (2) 受光装置

- 1) 受光素子はシリコンフォトダイオード等のうち経年劣化の少ない、且つ信頼度の高いものを選定しなければならない。
- 2) 修繕する受光装置は、トンネル起点側坑口の引込柱に設置済のもの。

#### (3) 制御装置

- 1) 上記受光用装置の信号を受け、照明回路の点滅を制御する装置で離電器、増幅器、電源部等により構成するものとする。

#### (4) 配線

- 1) 既存のものを利用することを基本とするが、劣化等により交換が必要な場合は、監督員と協議すること。

- 2) 据付及びその後の動作確認に要する電気代等の費用は、請負者の負担を基本とするが、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

## 2 試験調整

### (1) 現地調整

- 1) 器具取付け完了後、試験調整を行い、その報告書を提出して監督員の承認を受けること。

### (2) 試験調整項目

- 1) 照度測定試験
- 2) 絶縁抵抗試験
- 3) 電流測定
- 4) 末端電圧測定

## 3 機器仕様

- (1) 機器のメーカーリストを提出し、監督員の承諾を得ることとする。
- (2) 仕様は製品仕様書による。

## 4 承認図

機器類は承認図を提出し、承認を得ることとする。

# 第6章 施工管理基準

## 1 施工管理

- (1) 管理基準等については、共通仕様書により管理（出来形管理・品質管理・写真管理）するものとする。

その他の管理基準等は、下記のとおりとする。

- 1) 製作及び据付の施工管理における規格値、その出典を明記すること。
- 2) 複数の出典で規格値が異なる場合は、採用根拠を明示すること。
- 3) 各出典に規格値が無い場合は、製作会社の社内規格値をもって管理することとするが、この場合であっても、管理基準一覧表等を提出すること。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用

- 1 本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。
  - (1) 共通仮設費
    - 1) 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
    - 2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
    - 3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
  - (2) 現場管理費
    - 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
    - 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
    - 3) 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費
    - 4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
- 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は施工計画書に記載すること。

また、上記1の対策に要した費用について実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、協議打合せ簿により監督員と協議すること。
- 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用実績報告書（様式1）」及び実際に支払った全ての証明書類（領収書（原本）、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。

  - (1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。
  - (2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について、「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 5 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用実績報告書

令和 年 月 日

発注者

受注者

印

令和 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用実績報告書を提出します。

費目	内容	支払額（税抜き）
共通仮設費	密集回避のための宿泊費・交通費	円
	現場事務所、労働者宿舎等の拡張費用・借地料	円
	その他の ( )	円
小計		円
現場管理費	現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用	円
	現場に配備する消毒液、赤外洗体温計等の購入・リース費用	円
	遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費	円
	その他の ( )	円
小計		円
合計		円

(注) 上記支払額を証明する書類及び金額集計表（任意様式）を添付すること。  
その他の場合には、（ ）内に内容を記載すること。

# 機器仕様書

## 1 自動調光装置の仕様

### (1) 適用規格

本装置は下記の規格に準ずるものとする。

- 1) 日本工業規格 (J I S)
- 2) 日本電気規格調査会標準規格 (J E S )
- 3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 4) その他関係法令及び規格

### (2) 装置の構成

自動点滅装置のは下記により構成される。

- 1) 受光部 1 台
- 2) 制御部 1 台

### (3) 性能

本装置は、トンネル内及びトンネル出入口に設けられる照明設備を自動的に屋外の自然光照度により 3 段階 (晴天、曇天、夜間) の切替が行えるものとする。全体は、照度を検出する受光部 1 台と照明盤を制御するための制御部とにより構成するものとする。(自動及び手動制御可能とする。)

## 2 構造及び材料

### (1) 制御部

#### 1) 形状寸法

添付図による。寸法が既存の製品と異なる製品を使用する場合は取付方法について事前に監督員と協議すること。

#### 2) 材質 (下記を標準とする)

本体	1.6 t	鋼板
前面パネル	2.3 t	鋼板

### (2) 受光部

#### 1) 形状寸法

設計図による。

#### 2) 材質 (下記を標準とする)

受光部	1.5t 以上	ステンレス鋼板
-----	---------	---------

#### 3) 採光部

鉛直平面として余弦特性の良いものとする。採光窓の材質は、昼光による変化や汚れを防止するための材料を使用すること。

#### 4) 受光素子

防湿構造を使用すること。

#### 5) 構造

屋外防雨形とする。

### (3) その他

湿度補償を充分考慮したリレーを使用すること。

### 3 一般性能

#### (1) 設定照度

照明指令表示	晴天	曇天	昼間	夜間坑外照明
動作照度	10000lx (5000lx)	2000lx (1000lx)	200lx (100lx)	(200lx) 100lx

※ ( ) 内は OFF 動作照度を示す。

#### (2) 設定照度値の精度

1年間の連続運転にて ±10%以下。

#### (3) 出力接点定格

AC250V5A 10万回以上 無電圧接点として各接点は電氣的に独立とする。

#### (4) 電源

AC 100/200V ±10% 30VA 平均

#### (5) 使用温度範囲 (周囲温度)

制御部 -10℃~50℃

受光部 -20℃~50℃

#### (6) 受光部制御部適合ケーブル

CPEVS0.9-3P

#### (7) 絶縁抵抗

500V メガにて 10MΩ 以上 (回路一括と外箱間)

#### (8) 絶縁耐圧

AC1500V 1分間 (回路一括と外箱間)



業 務 名 上岡トンネル照明設備修繕業務

地 区 ( 路 線 ) 名 いわき

単 価 期 適 用 年 月 日 令和3年9月5日以降

- ・ 本工事（業務）の工事（業務）価格の積算に使用した積算基準書等は、以下のとおりです。
- ・ 本副本に添付されている施工単価表の歩掛構成については、積算基準により確認してください。  
（積算システムで歩掛構成の全てが表記されない場合があります。）
- ・ 公表図書の閲覧場所等の詳細については農林技術課、土木部技術管理課のホームページを参照してください。
- ・ 閲覧可能な図書については工事担当部での閲覧が可能です。
- ・ 金抜き設計書の工事鏡のうち前払金支出割合は「35%を越え40%以下」を「35%を越え50%以下」と読み替える。

積 算 基 準 書 等	諸経費	歩掛	単価	参考
福島県農林水産部 発行				
施工単価表（福島県独自条件表）		○		公表図書
農林土木事業原単価表／農業集落排水事業設計単価表（汚水処理施設）			○	公表図書
一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 発行				
農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）				市販図書
農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	○	○		市販図書
農林水産省 土地改良工事積算基準（機械経費）	○			市販図書
農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）				市販図書
一般社団法人 日本治山治水協会・日本林道協会 発行				
治山林道必携 積算・施工編				市販図書
治山林道必携 調査・測量・設計編				市販図書
福島県土木部 発行				
土木工事標準積算基準				公表図書
土木事業単価表（令和 年 月 日以降）				公表図書
土木関係委託設計基準				公表図書
土木関係委託設計単価表（令和 年 月 日以降）				公表図書
一般社団法人 地域資源循環技術センター 発行				
農業集落排水施設標準積算指針				非売品、閲覧可
全国簡易水道協議会 発行				
水道事業実務必携				市販図書
一般財団法人 経済調査会 発行				
月刊 積算資料（令和3年9月号）			○	市販図書
季刊 土木施工単価（ ）				市販図書
デジタル「積算資料・水道資材編」（令和 年 月号）				市販図書
一般財団法人 建設物価調査会 発行				
月刊 建設物価（令和3年9月号）			○	市販図書
季刊 土木コスト情報（ ）				市販図書
見積（別紙 のとおり）			○	
積算書内で費用を計上していない品目（別紙 のとおり）				
伐採経費算出表（別紙 のとおり）				
施工パッケージ型積算方式標準単価表				農林水産省HP 林野庁HP

業 務 名 上岡トンネル照明設備修繕業務

地 区 ( 路 線 ) 名 いわき

- ・ 本工事の工事価格の積算に適用した補正条件等は、以下のとおりです。

工 事 別 条 件 等	諸経費	歩掛	単価	参考
○東日本大震災の復旧・復興事業等における補正				
・ 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正				農林技術課HP
・ 東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛について				農林技術課HP
・ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について				農林技術課HP
・ 同一地区において施工箇所が点在する工事の積算方法の試行				農林技術課HP
・ 避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準				別紙
○農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）				
・ 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整				別紙
・ 現場管理費率の補正				
・ 冬期対象期間補正（現場管理費補正）				
・ 前払金支出割合による補正				
・ 契約保証に係る補正	○			
・ 共通仮設費率の補正	○			
・ 冬期歩掛補正（労務単価の補正）				
・ 超勤、夜間工事の割増（労務単価の割増）				
・ 豪雪地域において使用する機械の補正				
・ 岩石作業に使用する機械の補正				
・ 交代制作業に使用する機械の補正				
・ 週休2日確保工事に係る補正（共通仮設費・現場管理費・機械経費・労務単価）				
○治山林道必携 積算・施工編				
・ 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整				別紙
・ 冬期対象期間補正（現場管理費補正）				
・ 緊急工事による補正				
・ 施工地域を考慮した補正				
・ 工種を考慮した補正				
・ 大都市を考慮した補正				
・ 前払金支出割合による補正				
・ 契約保証に係る補正				
・ 通勤補正（労務単価の補正）				
・ 冬期補正（労務単価の補正）				
・ 時間的制約を受ける工事の補正（労務単価の補正）				
・ 夜間工事の補正（労務単価の割増）				
・ 豪雪地域において使用する機械の補正				
・ 岩石作業に使用する機械の補正				
・ 交代制作業に使用する機械の補正				
・ 週休2日確保工事に係る補正（共通仮設費・現場管理費・機械経費・労務単価）				

- ・ 補正率の設計変更について

本工事の「冬期歩掛補正（労務単価の補正）」は、工期を○月～○月として積算したものであるが、入札不調における再入札により当初想定着工日と実着工日に相違が生じる場合には、実契約工期に基づいた補正率に変更するものとする。

本工事の「冬期対象期間補正（現場管理費補正）」は、工期を○月～○月として積算したものであるが、入札不調における再入札により当初想定着工日と実着工日に相違が生じる場合には、実契約工期に基づいた補正率に変更するものとする。

**見積単価**

参考様式 2

**( 閱 覧 参 考 )**

業 務 名：上岡トンネル照明設備修繕業務

地区（路線）名：いわき地区

本工事の工事価格の積算に使用した見積単価は以下のとおりです。

見積商品名	規格等	単位	見積単価
トンネル自動調光装置	受光部、制御部	組	1,020,000円